

三重県木造住宅耐震支援制度

「地震から自分の命、家族、財産を守りたい。」

「住宅を地震に対して強くしたい。」

三重県と県内市町は、そんなみなさんを応援します。

ホップ ステップ ジャンプ

耐震化の 1・2・3



地震から、かけがえのない命を守るために

1 ホップ

耐震診断

昭和56年5月以前の
木造住宅を対象に、
無料耐震診断を実施

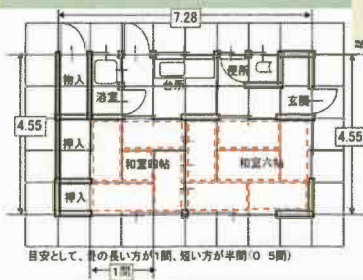


「耐震診断」とは、住まいの地震に対する強さを判定することです。地震に対する家の強さを、評点（0～1.5）の数値で示します。（評点が1.0以上となる住宅が「倒壊するおそれが少ない住宅」となります。）

2 ステップ

補強設計

一定の要件を満たす
補強設計に対して、
最高**16万円**を補助



「補強設計」では、耐震診断結果に応じてどのように補強するかを設計者と相談しながら決めていきます。壁の追加などにより使い勝手が変わる場合がありますので、じっくりと検討してください。

3 ジャンプ

補強工事

一定の要件を満たす
補強工事に対して、
最高**101.1万円**を補助



「補強工事」とは、「補強設計」で作成された図面をもとに工事を行うことです。基礎の補強、壁の追加、屋根の葺き替え等設計に基づき行われます。リフォーム工事補助も追加でご利用いただけます。

三重県と市町は、これらに要する費用の全部（耐震診断）若しくは一部（補強設計及び補強工事）を補助しています。詳しくは次のページで

1

ホップ

木造住宅耐震診断支援制度の概要

無料

対象となる住宅は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で階数が3階以下の建築物が制度の対象となります。(木造住宅でも、丸太組構法、国土交通大臣の特別な認定を得た工法は、対象になりません。)

どこに申し込むの？

お住まいの市町での①募集に合わせて、住宅の所有者の方が②申込みます。

だれがどのように診断するの？

三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習会を修了した建築の専門家が申し込まれた方に電話連絡し、診断の日時を調整したうえで③訪問調査を行います。訪問調査後、構造計算を行い、診断内容をまとめて、④結果報告にうかがいます。また、補強工事費の概算見積りもお示します。

支援内容



2

ステップ

木造住宅耐震補強設計補助の概要

最高
16万円

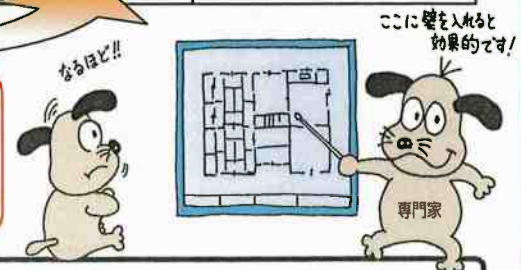
対象となる住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い又はある」(評点1.0未満)住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)住宅にする設計を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象設計	補強設計前		補強設計後	

支援内容 (補助金額)

設計費用の2/3の額。ただし、16万円が上限。
(国1/2、県1/4、市・町1/4の負担割合)



市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

3

ジャンプ

木造住宅耐震補強工事補助の概要

最高
101.1万円

対象となる
住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」(評点0.7未満)住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)住宅にする工事を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象工事	← 補強工事前		→ 補強工事後	

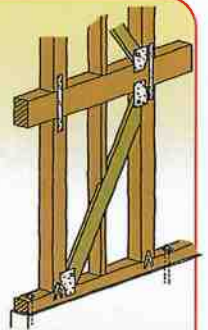
支援内容
(補助金額)

次の①と②を加算した額を補助します。

- ① 工事費用の2/3の額。ただし60万円が上限。
- ② 工事費用の11.5%。ただし41.1万円が上限。

【補助金額例】

耐震補強工事費		100万円	150万円	200万円	250万円
補助金額	県と市町 ^①	60万円	60万円	60万円	60万円
	国 ^②	11.5万円	17.25万円	23万円	28.75万円
	合計	71.5万円	77.25万円	83万円	88.75万円
自己負担額		28.5万円	72.75万円	117万円	161.25万円



工事費200万円の場合
自己負担は半額程度

市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

3

追加補助

+α

リフォーム工事補助の概要

最高
20万円

対象となる
工事は？

- ・木造住宅耐震補強工事補助を利用すること。
- ・県内に本店、支店、営業所を有する建設業者が施工すること。
- ・耐震補強工事補助に含めることができない住宅の改善工事であること。
(例：段差改修、設備改修、外壁・屋根・床・内装等の改修、増築・減築工事等)
- ・他の補助金、介護保険等による給付を受けないこと。

※門扉等の外構工事、容易に取り外しのできる物を設置する工事は対象外です。

支援内容
(補助金額)

リフォーム工事費の1/3の額。
ただし20万円が上限。



市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

最高
30万円

3' 木造住宅簡易耐震補強工事補助の概要

対象となる
住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」(評点0.7未満)住宅を「倒壊する可能性がある」(評点0.7以上)住宅にする工事を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象工事	←補強工事前→	←補強工事後→		

支援内容
(補助金額)

工事費用の2/3の額。ただし、30万円が上限。
(国1/2、県1/4、市・町1/4の負担割合)



市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

各市町担当窓口一覧

市町名	担当部署名	電話番号	市町名	担当部署名	電話番号	市町名	担当部署名	電話番号
桑名市	建築開発課	0594-24-1295	津市	建築指導課	059-229-3187	鳥羽市	建設課	0599-25-1172
いなべ市	都市整備課	0594-74-5814	松阪市	防災対策課	0598-53-4034	志摩市	都市計画課	0599-44-0305
木曾岬町	建設課	0567-68-6106	多気町	建設課	0598-38-1116	伊賀市	建築住宅課	0595-43-2330
東員町	建設課	0594-86-2809	明和町	防災企画課	0596-52-7110	名張市	営繕住宅室	0595-63-7740
四日市市	建築指導課	059-354-8207	大台町	建設課	0598-82-3788	尾鷲市	建設課	0597-23-8243
菰野町	都市整備課	059-391-1141	伊勢市	建築住宅課	0596-21-5596	紀北町	建設課	0597-46-3120
朝日町	産業建設課	059-377-5658	玉城町	建設課	0596-58-8205	熊野市	防災対策推進課	0597-89-4111(315)
川越町	産業建設課	059-366-7120	度会町	総務課	0596-62-1111	御浜町	建設課	05979-3-0521
鈴鹿市	防災危機管理課	059-382-9968	大紀町	防災安全課	0598-73-3318	紀宝町	総務課(防災担当)	0735-33-0335
亀山市	危機管理室	0595-84-5035	南伊勢町	防災課	0599-66-1704			

H29.4.26時点

お問い合わせ先
三重県県土整備部住宅政策課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

Tel. 059-224-2720 Fax. 059-224-3147

E-mail jutaku@pref.mie.jp



県のホームページでも住宅耐震化についての情報がご覧になれます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35909031376.htm>

最高
20.7万円

木造空き家住宅除却工事補助の概要

制度創設 の目的

近年、老朽化した空き家対策が求められており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月26日に全部施行され、同法第15条において、市町への財政支援をすることとなっており、市町ほか、各種団体からも空き家に対する支援が求められています。そこで、県においては、大規模災害時に、倒壊することにより避難活動や救助活動の支障となる等、被害の拡大を引き起こす可能性のある空き家を対象に、除却の支援をすることとし、人命およびまちの安全を確保に努めます。

対象となる 住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で①②を満たす住宅

- ①市町が1年以上空き家と判断した住宅
- ②耐震評点0.7未満の空き家

補助要件

次の①～③いずれかに該当するもの

- ①耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道
- ②外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、
2階建ての場合4m以内
- ③老朽木造住宅が集積している地域(密集市街地などの既成市街地)

補助要件を満たす
空き家は8300戸と想定

※売買により所有権が移転する場合は、所有してから1年を超えるもの

支援内容 (補助金額)

空き家除却工事費用の23%の額。
ただし、補助基本額を90万円上限とする。
(国1/2、県1/4、市・町1/4の負担割合)
国費:安全ストック形成事業(効果促進事業)を活用

